

児童福祉法（抜粋）

◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。（法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき）

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。



実施基準（イメージ）

◎ 目的・理念

◎ 家庭的保育者の要件

◎ 市町村が家庭的保育者に遵守させる基準

（参考：現行の国庫補助基準ベース）

- 実施場所及び設備基準：保育を行う専用の部屋の面積等
- 配置基準：児童3人以下（補助者がいる場合は5人以下）
- 保育の内容：保育時間は原則8時間

◎ 情報提供：家庭的保育者に関する事項、実施場所、保育方針 等

◎ 市町村が行う体制整備

- ・保育内容への支援
- ・巡回指導及び相談
- ・研修
- ・代替保育
- ・健康診断
- ・集団保育
- ・苦情受付
- ・他機関との連携



ガイドライン（イメージ）

（主な項目）

- ◎ 基本的事項：主旨、（権利擁護、）法令遵守、守秘義務
- ◎ 情報提供：情報提供の方法及び事項
- ◎ 実施体制：対象児童、定員及び家庭的保育者等の配置、実施場所（保育を行う専用居室の基準、設備、地域資源の活用）、保育時間、保育料
- ◎ 家庭的保育者等：家庭的保育者、補助者及び家庭的保育支援者の定義及び要件
- ◎ 家庭的保育者の認定等：申請、認定、変更届、認定の取消し等
- ◎ 保育内容：保育内容、保育計画、記録の整備、食事
- ◎ 支援体制：保育内容への支援、巡回相談及び指導、連携保育所の確保、研修（現任研修、指導者研修）、代替保育、健康診断、集団保育、苦情受付、他機関との連携
- ◎ 連携保育所
- ◎ 保護者への対応：保護者との連絡、相談対応、虐待等への対応
- ◎ 安全対策：健康診断、健康管理、衛生管理、事故や怪我の防止と対応、防災及び防犯対策、緊急時の対応、賠償責任保険
- ◎ 運営管理：適正な会計管理